

# 暴力団排除条例に基づく指針

## 条例により当JAでは、暴力団関係者のご葬儀はお受けできません

暴力団の活動を助長する行為の禁止や青少年の健全な育成を図ることを目的として、平成23年4月1日に施行された「島根県暴力団排除条例」に基づき、島根県農業協同組合(以下当JAという)では暴力団および反社会的勢力関係者からの葬祭会館利用を伴うご葬儀のお申込みをご辞退させていただきます。ご理解・ご協力のほど宜しくお願いいたします。

### ◇葬儀申込みの拒否および申込み後の途中解除について

葬儀の申込みをする者の中に、次の事由に該当するものが居ると当JAが認めるとき。

1. 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これを「暴力団員等」という。)
2. 次の各号のいずれかに該当する者
  - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
3. 自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をしたとき
  - (1) この組合の事業を妨げる行為をしたとき
  - (2) 法令、法令に基づいてする行政庁の処分又はこの組合の定款若しくは規約に違反し、その他故意又は重大な過失によりこの組合の信用を失わせるような行為をしたとき
  - (3) 暴力的な要求行為をしたとき
  - (4) 法的な責任を超えた不当な要求行為をしたとき
  - (5) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為をしたとき
  - (6) その他前各号に準ずる行為をしたとき
  - (7) 葬儀受付の際にさせていただく、「反社会的勢力でないことの確約に関する同意書」に関して、虚偽の申告をしたことが判明したとき

ご葬儀のお申込み後に1から3までのうち、1つでも該当する事が判明した場合、ご葬儀のお申込みを解除し、会館利用を直ちに中止させていただきます。

なお、解除により損害が生じたとしても、当社では一切賠償はいたしません。解除までに必要となった費用はご依頼主によりご負担いただきます。

